水府公獻策

下

和書門
類
一六六六〇號
一八二函
九架
二冊

内閣文庫
和書
類
一六六六〇號
二冊
一八二函
一架

内閣文庫
番號 和 16660
冊數 2 (2)
函號 182 327

論學議政

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

淺草文庫

日本政府図書

水府公獻策 下

[illegible]

[illegible] 西山紅葉山 御靈屋向[illegible]

御世[illegible] 義農[illegible]世上[illegible]

[illegible] 大御[illegible] 況や天下[illegible]

[illegible] 父母先祖[illegible]

[illegible] 佛法[illegible] 古[illegible]

御代[illegible] 古[illegible]

[illegible] 御[illegible]

[illegible] 御[illegible]

[illegible] 神威[illegible]

[illegible] 御[illegible]

[illegible] 神威[illegible]

[illegible] 古[illegible] 天下[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

学問所を取建て翻訳御立ありて右西洋書を和訳
ハ道し本書を一部ハ幾種ありハ葉山長崎両所
ニ於て天文医学を主とすれども邪宗門ハ厳禁ありて
学ぶ人ハ処刑ニ成て四五年ニ内ニ葉山根
を絶ちたるハ扨葉書部ハ海外ハ天文医学ハ
学ぶも不可なるハ西洋風俗窮理ニ近く
世間ニ家理多く生ず日月星辰を研究
世も年ニ豊ニ成ハ有ハ何ぞ生ず
ちく立職ハ時ハ見えず人ハ死生
カラハ夜ハ星象を観て天文と葉陰陽
ハ天原を測ハ世ハ農ニ時を立造ハ
日本ハ日本ニ事足ル外ハ人ハ長崎ニ人多くまるし次ハ今
ハ清国長崎ハ大槻俊斎ハ海事ハ長崎ハ
ハ邪宗門ハ一体ハ葉山のハ人ハ大国と交易ハ俗ハ害の
ハ益ハ少き様ハ一部ハ制禁ハ不為ハ右ハ
ハ補ハ有ハ人ハ葉山ハ国ハ長崎
ハ地ハ無ハ拠ハ無ハ張ハ有ハ長崎ハ交易ハ人ハ
ハ上ハ交易市止ハ俗ハ西洋ハ
ハ家ハ時ハ立ハ正編ハ
蘭学のハハ工夫ハ家事

十月九日

兩度称臣を信ずるの家法を保ち和親を厚くし
信義を通じ以後永久
仰せ出され事まても兩世紀の久しく
中興ありし如く武威異國に振ひ
如何なる大変ありとも敢て
文政八年 [illegible] 第十條の趣旨に
組同し以後本邦 日和永世に
世上万端の右の船に作りてさへ異國に内交易
もなしいまだ彼地に漂流の
人共を以て好織に送り
仕向も無之
日本にて
施
永絶の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本ハ一ヶ條ヲ以テ萬國ニ孤立シ早晩[illegible]

國ニ為[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]

[illegible]人ニ[illegible]中ニ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

日本人ハ國ニ[illegible]中ニ

[illegible]ヲ[illegible]

日本ハ[illegible]ニ[illegible]又異國[illegible]

事[illegible]ハ[illegible]

文ノ[illegible]資[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

一切 日本ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月十九日

二日 医[illegible]文[illegible]中[illegible] 市[illegible]ハ[illegible]別[illegible]又上[illegible]別

[illegible]人[illegible]中[illegible]

可[illegible]人[illegible]

[illegible]

角[illegible]

一書陸奥寒流行病之事

大樹君御病氣之儀ハ四月廿五日ニ御快方ニ成ル事ハ先ニ申上ル通ニ御座候ヘ共其後ハ日光
御参詣之節ハ秋中申上ル通ニ御座候ヘ共其節ハ日光ハ暖ニ成
来ル四月　御参詣之節ハ御快方ニ成ル事ニ御座候ヘ共ハ又海陸ニ後退ニ成ル事ハ
御出ニ成ル外患ニ成ル地ニ成ル事ハ蝦夷ニ成ル事ハ
蝦夷

[illegible]

一陸海ともおのおの時の除に応じ一策を立て外侮を防ぎ人心を安定し波濤を凌ぎ難を他の時海外の新報

事を[illegible]船[illegible]に[illegible]国家生民を拯救海内を[illegible]月以来[illegible]見へ

青雲[illegible]御全体いまだ中寝食を忘れ去年

中[illegible]御全体[illegible]速やかに[illegible]海防

退[illegible]作出[illegible]

義[illegible]

十月九日

二百[illegible]国[illegible]虚[illegible]海防[illegible]

作出[illegible]天下[illegible]

武備[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

わたり給ふ事 有り給ひて四海の業を始め給ふ
事なれば夫れ市場は市場の運搬
四海の五穀の五穀なれば何も
御事 なれば と云て陽気くさるを彼阿蘭陀は船
に成海時節を遠へ作業備らず往来
海上新船船頭船手 水夫 水主 水夫 船頭
無数なれども 勝手 次第 次第 運搬
廣海中は 海方 運搬も 長崎 長崎
書付 市場 海防も 出方 御出 海陸
より 大流 出 運搬 長崎 長崎
出方より 自由 自由 融通 船を 出

出さるる 市場 業 船 別 長崎
船の製造 考付 市法 度 出
業 拠 船 取 出 出 船 市 入
用 船 作付 製造 別 書 船
船 理 出 船 別 人 別 長崎 出 船 製造
業 家 自 船 武家法度 船 船
船 停止 市 船 建 船
出 市 用 船 船 船 船 出 船 船
郡 数 害 遠 出 一切 国 船 船
船 市 市 船 船 時 出 法 市

以前此時も古くより交易ありし上に何年変通に廣義新
令を以て外国に対し申渡一昨年清国長崎新開港に付
ても通商の国紅毛の類遣使を国々に出せり出
商の義も設け改方仰付られ申候
紅毛通商ありしより不易異国紅毛新風を
一新し航海切拓の義を深く自国に流布
候に付古より遠く海を外国と為す中宮を
以て南蛮通商ありしに小西行長も通商あり又
彼の紅毛新渡に西洋を堅牢に紅毛
制禁あり長崎に和蘭通商を許し
候 東照 大猷二公再び出馬
當将軍 家八郎 二代に市再来諸方自八黄補佐に再来
ありし号 何年太閤傳用 改大丈夫紅毛の類遣義
諸国に改へ海を渡し 御出馬 御出馬 御出馬
候に市も御出 御出馬 又浪義冨高も 用令
御出馬に遣に和も速に御兵
下 高又大名義 新持参も 人命に拘らるる故に
太閤 小川 平戸 堅牢に紅毛 日本中に数多出来
紅毛に市者 二度も 考年平戸に 市場に御出上
方利益に成 小西 古代あり きと中 は当に 代
夫 大和 西一 年 中 は
本朝に勢 諸国に 御行 遣 御 毎

其日西風烈敷海岸ニ寄せ来り

八月十五夜東海寄賓園張富認

秋冷之節ニ一回ノ傳ヲ受ケ遠ク海を
渡リ中和艦之事 為考中進ノ書ヲ内
又中ニハ如何ニ取扱ハ清国諸尼利
亜ニ戰争 和睦ニ成ル ハ虛実ヲ報ス ル為ニ後
迫ノ清国ヲ言ヲ見ル 以上六ケ条 ヲ古
今ニ 如国より攻来ル 和睦ニ成ル 御ヶ姑息苟
安ニ策ヲ授ケ大変ヲ例ヲ少ク委細ニ
ニ西ニ 叔清国ニ事ヲ姑 諸夷ヶ以ヲ事ヲ
又ハ明日ニ 此方ヶ寄来ル 英国ヲ 陸雲ニ
陸ヲ実ニ考ヘ何ノ迄ニ 来ル迄ニ 易意
博笑ヶ 歩 ヶ敬ニ 和ヶ中リ 後ニ 玉無ヶ
中リ ヶ後ヲ安ン ヶ敬 ヲ手 ヶ 海警 家ニ
人家ヲ目前ニ ヶ 的大ニ 中リ 多ク ヲ事ヲ 玉
ヶ海岸 ヲ大事ヲ 盜賊ヲ 一回ヶ 清ヶ 姿ヲ 限

就用もあるべしと思ひ何程も働き武士死を以て
防ぎ合戦も必勝を専とす一体彼と我国とは
隣国なれ一聯を深めんとて海我国を一聯しいろめて
内地疲弊致す行ふも弥益国を弱体に仕成
言まても是非彼に敵し難し大小戦艦製造いたし
之部を海軍を引受ル列国に対し勝負を決
し難ケれ　日本に敵国成事を彼に勝ち難き
事勿論攻撃成事を彼も大
勝を決し一方に時間中に考を防ぎ
南部一内を実しく海軍に備へ戦艦を製し外
まて拵ひ三ヶ所内を実し家中武道
を専一致慈善を示し内政を厚し海岸に備へ人
数兼事情を実用に仕知ル後　戦艦を出体に成ること
彼に出来世海防に備を堅へ城つくり堅固な
切ル出ル門番に仕他より来ル人を入ル五ヶ所まて
自ら出ル門ハ出ル出ル如万一敵国に対し門を閉
入ル時ハ城中ハ空と中に成て極き事と思ふ兵糧
を安に仕ル拵ル十ヶ年来戦艦の事を心を用ひ
漸五百一ヶ年中を達し来ル国務に成と
為て強ル力と為ル中に早く戦ル外に戦ル
今後者内四一家に秘ハ名上ル事と成ル
事勿論ル法令も必要通者一ヶ所に

率世時之事一番一清俗傳家之清爾夷藏陸海宝具
運送之為丈夫為船艦以免之作出り天下之虞中
まて為志之事なる為拙者より遂て乞紀之文を為
日之事まて八市情まし事弁論と記し給定の為年
の家数拙者志能八十年来之事まて一此年も中途為
為家今之為中之也

九月分

二百方船以免を為り追て以制禁を犯し
よの日清利もて為し給も以制禁を犯し給家
家科に家の給拙列丈ら為る日一流以制禁を犯し
八一人之粧人殿中まて力を後りて夫ら為に一流未力
を学し給て実に以西実物の方船を禁を犯
り後之外國と交易不法清爾蛮禁を以役禁
時改り清之俗之御掟を為り蛮人
蛮之人新彼船号し禁未穀為て交易徳を通を交易
改り和國し不法に禁未り為り為し為船
拙和改不為し給り為も叶り夏之外海岸文化
よの先り姑息を好し給人中為る一度遠後乃を伺未
之為陸も為し為蛮為文百年以改西し以対為是事以
制度以為て為御後を宮易し事に為り彼を万里を越来
我八疫為し為を彼を宮我を主り為ふを患板乃
も一艘二艘まて致を南し給西し給年も我を山

坂を誠東西に人数を移し砦を築かまほしく彼は主我は都なる
宮と称ぜられし上彼は九州を従へ海道を取て京に上まく
支国に本城は自分に居り人国を補ひ居る
夫丈ケに利あるに付我は正に四面の敵を受て
らざるを幸に攻落し居る所に事の一端籠中の鳥を捕
突出の縁なる故実を苦しめんとの企は使ひ捨
北條氏康方宮に支度の為に成るべ

朝夕の孫部長陳勝の天下を奪ふ事有
間列中に再起の義兵建白いたし人々行の作法
表面に出る又主命に公の執法に職る
下に宮の四来に従ひ中に所に居て相成
第一に他中の通義の世を養食いたし服者を
入れて津種苗の宮に順又番面を
北条氏に表秋の時方に出て佐渡に
南天に陳成に入て津浦に寄事
親平に彼の策は第一に適高を求め遂吞噬に研媒を迫
しるは所に第一に文に高に春に長に我に
堅宮に和者に迫る宮易に返に兵に決やから

[illegible]順ニて出てきん震駭い
きしかたをハ海ニて今戦ニ
返ハ中ニ如来中国家日為
ハ寇家ニ安ハ船ニ事有陸ハ人ハ
節度家ニも西海ニ道又拙ハ
拙又陸ハ中事ニハ市府内徒国ニ米穀を
海ニ船ニ為又ニ陸ハ人如法ニ
ハも家の海ニ如く運送ニ
又ハ大間ハなきしかハ人民ハ野菜穀を蕭
墻ニ事記ハ城内ハ内川通国ハ
海ハ中ハ内ハ四方内川中ハ百姓
ハ中ハ過ハ協別ハ海船ハ堅家ハ船製
造国ハ元ハ弘安七年ハ百ハ三年ハ文度人百
四ハ作ハ船ハ文文ハ船ハ
別ハ分ハ家痛ハ船中

主殿

二日ハ蒙ハ文易ハ陸ハ近家ハ建石塔ハ
迂間ハ陸ハ西国ハ及ハ船ハ
小物ハ兵威ハ詔ハ又ハ温間形式 苟安ハ
策ハ形文易ハ陸ハ必ハ用ハ海西ハ
ハ事ハ人ハ愛ハ海ハ

秋[illegible]
護送ス　露国人ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

和文後ニ仏語ヲ交ヘ仏教を大ニ信ジ仏
教ヲ尊ビ学問ヲ奨励シ中ニハ自ラ説教
日本ニ渡来人ヲ手引ト又ハ唐ニ渡来
シテモ仏法ヲ敬ハ弱ク天竺ニ渡来南国ニモ法威
長揚ヲ知ラシメ中国ニ於テ二ツノ
高ク高麗人来朝ニ来朝ニ来ル
人ニ対シテ一つの法ヲ説ク事ヲ知ル 名僧ニモ日本
和尚ニ多ク地ト 日本ニ死ス
モ外国ニ対シテ 日本ニ渡ル

祖宗ニ帰依シ百済ハ高麗ニ対シ
ハ幸ヒ高麗ニ対シ人間ニ南方ニ居
ニ住ス要衝ニ所ヲ高ク 姫夫ノ千島ハ古来ヨリ
和歌ヨリ吟ヲ ヤムサスカヨリ南北高麗ニ異
人ニ接高ク 高麗人ニ高ク 下臣高ク
ヨリ ラツコヨリ エトロフトエトロフヨリ
クナシリ真姫夫ト中順ヲ長崎ヲ
事ニ 将軍家ニ 御威光弾正所ハ
外国ニ事ヲ ハ何モ 高麗ニ
ヲ天ノミ ヲ ヨリ 日後過変
古易伝中近ヲ

九月十九日

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan